

《証明写真について（同じもの2枚）》

ご用意いただく写真2枚は、

- ① 各申請書
- ② 写真票もしくは電算票（新規申請の場合）

に、貼付してください。

なお、写真票もしくは電算票に張り付けていただいたお写真は、免許証明書に転写されますので、写真に傷等がないよう気を付けてください。

証明写真は、以下の注意点を確認してください。規格から著しくかけ離れている、あるいは不適当な写真の場合は撮り直しをお願いすることがあります。

(1) 規格（受付可能）

- ・ 写真の大きさは、縦 45 ミリメートル×横 35 ミリメートル（ふちなし・パスポートサイズ）
- ・ 申請者本人のみを撮影したもの
- ・ 6ヶ月以内に撮影したもの
- ・ 無帽で正面を向いたもの
- ・ 背景や影がないもの
- ・ カラーでも白黒でも可
- ・ 鮮明であること（ピントが合っていること）
- ・ 明るさやコントラストが適切であること
- ・ 申請者自身がプリントするデジタル写真の場合は、写真専用紙を使用し、画質が適切であること
- ・ 2枚同じ写真であること

(2) 不適当な写真の例（受付不可）

- ・ 被写体が小さすぎる（顔幅が1cm未満、顎から頭頂部までの長さが2cm未満）
- ・ 背景と人物の境目がわかりにくい（頭髪や衣服の襟等の色と背景が同系色で輪郭が見分けにくい等）
- ・ 眼鏡に光が反射している
- ・ 口を開き歯が必要以上に見えている
- ・ サングラス、マスクを使用している
- ・ 前髪などが目を隠しており顔が確認しにくい
- ・ ヘアバンド・帽子などで頭髪を覆っている
- ・ 写真が変色している、傷や汚れがある
- ・ デジタル写真の場合、ジャギー（階段状のギザギザ模様）がある
- ・ デジタル写真の場合、写真専用紙以外の用紙に印刷している（普通用紙へのカラーコピー等）

以上に該当する場合は受け付け出来ません。ご注意ください。

証明写真の適・不適の具体例は、[外務省のパスポート申請用写真の規格（PDF）](#)をご参照ください。